

浜松市条例第 4 号

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市地方卸売市場業務条例の一部を改正  
する条例

(浜松市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第 1 条 浜松市中央卸売市場業務条例（昭和 5 4 年浜松市条例第 3 7 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

改正前	改正後
(開設者による売買取引の結果等の公表) 第 5 7 条 (略)	(開設者による売買取引の結果等の公表) 第 5 7 条 (略) <u>(開設者による食品等持続的供給法に係る 公表)</u> 第 5 7 条の 2 市長は、規則で定めるところに より、次に掲げる事項を公表しなければならない。 <u>(1) 取扱品目(取扱予定がないものを除く。)</u> <u>のうち食品等の持続的な供給を実現する ための食品等事業者による事業活動の促 進及び食品等の取引の適正化に関する法 律(平成 3 年法律第 5 9 号。以下「食品等 持続的供給法」という。)第 4 2 条第 1 項 に規定する指定飲食料品等(以下「指定飲 食料品等」という。)</u> <u>(2) この条の規定(前号に係るものに限る。)</u> <u>に基づき公表された指定飲食料品等に係 る食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標</u> <u>(3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に掲 げる措置の実施に資する事項として規則 で定めるもの</u>
(支払期日、支払方法その他の決済の方法) 第 5 8 条 (略)	(支払期日、支払方法その他の決済の方法) 第 5 8 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正)

第2条 浜松市地方卸売市場業務条例（昭和47年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(売買取引の方法)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項第1号アの市長が定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第60条第1項に規定する浜松市地方卸売市場取引委員会（以下「市場取引委員会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を<u>市場内に掲示しなければならない。</u></p> <p>5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる食肉について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を<u>卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に周知しなければならない。</u></p> <p>(開設者による売買取引の結果等の公表)</p> <p>第40条 (略)</p>	<p>(売買取引の方法)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項第1号アの市長が定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第60条第1項に規定する浜松市地方卸売市場取引委員会（以下「市場取引委員会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を<u>インターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。</u></p> <p>5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる食肉について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を<u>インターネットの利用その他の適切な方法により、関係者に周知しなければならない。</u></p> <p>(開設者による売買取引の結果等の公表)</p> <p>第40条 (略)</p> <p><u>(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)</u></p> <p><u>第40条の2 市長は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 取扱品目(取扱予定がないものを除く。)</u></p> <p><u>のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)</u>第42条第1項に規定する指定飲食料品等(以下「指定飲</p>

<p>(委託手数料)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、第2項の規定により届け出た委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に<u>掲示する等</u>により、委託者に周知しなければならない。</p>	<p><u>食料品等」という。)</u></p> <p><u>(2) この条の規定(前号に係るものに限る。)</u></p> <p><u>に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の実施に資する事項として規則で定めるもの</u></p> <p>(委託手数料)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、第2項の規定により届け出た委託手数料の率をインターネットの利用その他の<u>適切な方法</u>により、委託者に周知しなければならない。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この条例は、卸売市場法の一部改正により、卸売市場の認定要件として、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に定める事項が追加されたことに伴う規定の整備を行うほか、所要の整備を行うものです。